

鷹巣小学校いじめ防止基本方針

1 全体計画

【学校教育目標】
豊かな心と健康な身体をもち、自ら考え判断し、夢を育み、進んで学び行動する鷹巣の子供を育てる。

【いじめ問題への学校の目標】
いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める

【家庭・地域との連携】
・学級PTA, PTA 総会
・学校評議員
・民生委員

【心の教育推進委員会（いじめ対策委員会）】
【目的】
○ 年間計画の作成・実行・検証・修正
○ いじめの相談・通報の窓口
○ いじめの疑いに関する情報や児童（生徒）の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
【組織構成】
校長, 教頭, 生徒指導主任, 学年主任, 教育相談担当, 特別支援教育コーディネーター, 当該学級担任, 養護教諭, 民生委員, 学校家庭相談員 等

【関係機関等との連携】
・長島町教育委員会
・長島町町民福祉課
・長島町保健衛生課
・児童委員協議会
・阿久根警察署
・児童相談所
・北薩教育事務所

【教育活動の重点】

- 生徒指導の充実
- 人権同和教育の推進
- 道徳教育の充実
- 特別活動の充実
- 特別支援教育の充実
- ふるさと教育の充実
- 体験活動の充実
- ◎「いじめ問題を考える週間」の確実な実施

- ◎「心の教育の日」の設定と取組の充実

【児童（生徒）の主体的な活動】

- 児童（生徒）会活動の充実
- ・あいさつ運動
- ・ボランティア活動
- ・いじめゼロ運動
- ・縦割り班活動での異学年交流の充実
- ・委員会活動への自発的な取組
- ・児童（生徒）会便り

【いじめの未然防止】

「いじめは」、どの学校にも学級にも起こり得る」という認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる。

【教職員の取組】

- ・ 児童（生徒）一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに努める。
- ・ 一人一人がわかりやすい授業に努める。
- ・ 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学校行事等に努める。
- ・ 道徳科、学級活動等にて「命の大切さ」についての指導を行う。
- ・ インターネットの危険やモラルについて指導する。
- ・ 児童（生徒）のよきモデルとなるような言動に努める。

【児童（生徒）の取組】

- ・ いじめゼロを目指した児童（生徒）会活動を実践する。（あいさつ運動、ボランティア活動等）
- ・ 君・さんで呼び合い、お互いを尊重し合う環境づくりをする。
- ・ 帰りの会等で一日を振り返り、良い点や問題点を見つける。

【保護者の取組】

- ・ 生活指導部や保健部を中心に、いじめ問題に関する研修を行う。
- ・ 学級PTA等において、いじめ問題に関する話し合いを行う。
- ・ 各種研修会の紹介を行い積極的に参加する。
- ・ 父親の子育てへの積極的参加を啓発する。
- ・ PTA 広報誌等で積極的に啓発活動を行う。

【いじめの早期発見】

早期に発見することが、早期解決に繋がるという認識のもと、児童（生徒）との信頼関係の構築に努め、職員間での情報共有と、保護者とも連携し情報を収集する。

【教職員の取組】

- ・ いじめを早期に発見するため、定期的な調査（アンケート 年2回：7月、10月）
- ・ いじめを早期に発見するため、保護者に対する調査（アンケート）
- ・ 教育相談をとおした学級担任による聞き取り調査
- ・ 児童（生徒）、保護者がいじめ相談を行うことのできる体制整備と窓口の設置及び周知

【児童生徒の取組】

- ・ 学級担任等や相談窓口等に伝えたり日記に書いたりしながら一人で悩まないようにする。

【保護者の取組】

- ・ 会話、持ち物、服装の乱れ等に気を配る。
- ・ 悩みを親に相談できるような雰囲気作りに努める。

【いじめに対する早期対応】

問題を軽視することなく、早期に適切な対応をするという認識のもと、いじめられている児童（生徒）の苦痛を取り除くことを最優先に指導を行うとともに一人で抱え込まない。

【教職員の取組】

- ・ すみやかに事実確認を行い、心の教育推進委員会（いじめ対策委員会）を招集する。
- ・ 状況に応じて、いじめられている児童（生徒）を徹底して守るため、職員の体制を整える。
- ・ 事実確認においては経過や心情など聞き取り、保護者からの聞き取りや対応は複数の職員で行い、事実に基づいて丁寧に行う。

- ・ 児童（生徒）の個人情報の取扱いには十分注意する。
- ・ 犯罪行為及び重大事案が疑われる場合、関係機関と連携して対処する。

【児童生徒の取組】

- ・ 「いじめは絶対に許さない」という雰囲気づくりに努める。

【保護者の取組】

- ・ 我が子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾ける。
- ・ 学校との連携を図り、協力して解決にあたる。
- ・ いじめた側には、事実を冷静に確認し我が子の言い分を十分に聞く。
- ・ いじめられた児童を守る対応をすることに対して理解する。

【生徒指導体制】

- 心の教育推進委員会（いじめ対策委員会）

- 職員会議
- 職員研修

【相談体制】

- 定期的な教育相談の実施
- 相談窓口の設置及び周知
- 保護者に対する教育相談週間（期間）の設定

- スクールカウンセラーとの連携

- 学校家庭相談員との連携

【職員研修】

- 生徒指導連絡会
- 人権同和教育に関する研修会

- 構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング

- 学校ネットパトロール事業検索結果活用

- スクールカウンセラー、学校家庭相談員との連携

- いじめ対策必携等各種啓発資料の活用

2 年間計画

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	(児童)生徒会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	年間及び1学期の活動計画の検討 取組評価アンケートの作成	(学校)いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施	(児童生徒の自主的な活動計画を記載)	各教科における指導計画の確認	家庭訪問	生徒指導事例研修 学校基本方針の確認
5	実態に基づいた対応策の検討						具体的な対応の在り方
6							家庭との連携の在り方
7	取組評価アンケートの実施				携帯・ネット利用実態調査	教育相談	
8	取組評価アンケート集計, 取組の検証 2学期の活動計画の検討					教育相談	取組評価結果から
9	実態に基づいた対応策の検討	(県) いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施	いじめ防止標語作成			
10						教育相談	具体的な対応の在り方
11							
12	取組評価アンケートの実施, 集計, 取組の検証	(学校)いじめアンケート	人権同和教育に関する内容				取組評価結果から
1						教育相談	具体的な対応の在り方
2	取組評価アンケートの実施, 集計,						
3	取組の検証 次年度活動計画案作成						

【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織例】

1 既存の組織（生徒指導に関する組織など）を活用し、新たに外部専門家を加えて設置する場合

(校内職員) ・ 校長（教頭） ・ 生徒指導主任（係） ・ 担任 ・ 部活動顧問 など	・ 学年主任 ・ 養護教諭		(第三者) ・ 心理や福祉の専門家 ・ 警察官経験者 ・ 民生委員 など	・ 医師 ・ 学校評議員
---	------------------	--	---	-----------------

2 既存の組織（生徒指導に関する組織など）を中核として設置する場合

(例) (生徒指導部会) ・ 校長（教頭） ・ 生徒指導主任（係） ・ 学年主任 ・ 養護教諭 など	(事案に関係する教職員などを柔軟に加える) ・ 担任 ・ 部活動顧問 など	
(配置されている場合、必要に応じて参加する) ・ スクールカウンセラー ・ スクールソーシャルワーカー 等		

3 外部専門家の確保が困難な場合

(校内職員) ・ 校長（教頭） ・ 生徒指導主任（係） ・ 担任 ・ 部活動顧問 など	・ 学年主任 ・ 養護教諭		(必要に応じて地域の関係者が参加する) ・ 自治会長 ・ PTA 役員 など
---	------------------	--	--

※ 2の場合は、SC, SSWを外部専門家とする組織体であるが、重大事態の調査の場合は、発生した事案に応じて、公平性・中立性を確保する観点から調査組織としての対応が可能であるか検討する必要がある。

※ 3の場合は、重大事態が発生した場合の調査組織とすることはできない。調査組織とする場合は、専門的知識及び経験を有する第三者等、公平性・中立性を確保する構成員を新たに加えることが必要である。